

県南広域振興局長告示第 101 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 18 年 9 月 19 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

居宅介護支援事業

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
藤沢町	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 105 番地	藤沢町在宅介護支援センター	藤沢町指定居宅介護支援事業所	東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 52 番地 2	平成 17 年 4 月 1 日